

「慢性疲労症候群」患者の支援を求める意見書

「慢性疲労症候群（CFS）」は、今なお原因が特定されておらず、治療法もない難病で、日本には22～38万人いると推定されている。多くの患者は寝たきりに近く、回復はまれで、病歴20年以上という患者も少なくない。治療に当たる専門医師も極めて少なく、患者たちは医師たちからばかりではなく、家族や友人からも理解を得られないままに、孤独の中で深刻な病状と闘っている。

ことしの8月に「米国科学アカデミー紀要（PNAS）」に、マウス白血病ウイルス関連のウイルスがCFS患者の86.5%から見つかったと発表されて以来、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、患者からの献血を禁止、または控えるように勧告している。

多くの患者は働くこともできず、介護が必要であるにもかかわらず、障がい施策の対象にもならないため、「制度の谷間」で苦しんでいる。

よって、本市議会は、政府に対し、日本でも患者の実態を調査し、CFSの正しい認知を広めるように努め、医療と社会保障の両面から、患者の命と暮らしを支える施策を早急に整えるよう下記の事項を要望するものである。

記

- 1 厚生労働省に再度CFS専門の研究班を発足させ、重症患者の実態を調査し、この病気の真の原因を研究すること。
- 2 CFSが深刻な器質的疾患であるということを認め、医療関係者や国民に周知させ、全国どこでも患者たちが診察及び治療を受けられる環境を整えること。
- 3 障害者手帳を持っていないくとも、医師の意見書などで日常生活や社会生活上の参加に制限が認められる患者には、障がい者年金や介護、就労支援などがスムーズに受けられるよう制度を改善し、難病支援センターで支援を受けられるようにすること。
- 4 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に当たり、だれもが人間らしく尊厳を持って生きる権利を守る立場から、制度の谷間に置かれた難病・慢性疾患患者の実態に即した福祉制度が確立するよう、当事者の意見を十分に酌み取ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子